



きずな

機関誌
第8号 2018.9

巻頭言



被害者に寄り添うということ

一般社団法人

北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

専務理事・事務局長 猫山房良

皆様方には、平素より当支援センターの活動に対しまして深いご理解とご支援を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

当支援センターは平成21年2月に設立し、来年で10年の節目を迎えます。年平均で被害者支援件数は300件程度、心の悩み相談件数は500件程度です。多くの皆様に支えられ、10年という節目を迎えられますことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、私は過去何度か、北海道警察旭川方面本部、旭川中央警察署及び旭川東警察署の「被害者支援連絡協議会」に参加させていただき、その研修会で多くの被害者遺族の講演を聞く機会を得ました。

今年度、旭川方面本部の「旭川被害者支援連絡協議会」特別講演会で、「北海道交通事故被害者の会」代表の前田敏章氏は、「悲嘆と憎しみ、絶望と虚無感のなかで疲れ切り、抜け殻ようになった自分を隠し、世間の無理解に対し、感情を押し殺して表面をつくろい、「普通」に振る舞いながら、楽しい明日や未来は全く見えず、亡き長女のために、死んではならぬから生きている。…」と、23年を経た「遺された親」の苦悶の現状について語られました。

被害者のご遺族にとっては、年数を重ねても決して心が癒されることはなく、前田氏と同様のつらい気持ちを一生抱えて生きていかなければなりません。私たちは、被害者及びそのご遺族の心の傷の回復のために、孤立感を感じさせないようにすることや、共感しようとする気持ちをもって接することが大切だと考えています。

ところで、「北海道犯罪被害者等支援条例」が本年4月1日に施行されました。さらに、全国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）の初日である11月25日を「北海道犯罪被害を考える日」と定められました。

本条例は、「基本理念」や道・道民・事業者・民間支援団体の「責務」、「推進体制の整備」、「相談及び情報の提供等」、「日常生活及び社会生活の支援」や「安全の確保」を定めたものであります。これは、犯罪の被害者やそのご遺族の方々が待ちに待った条例ではなかったでしょうか。

今年度4月1日現在で、北海道179市町村中、

- ①「犯罪被害者等支援条例」に特化した条例を制定しているのはわずか8市町村（北斗市、松前町、蘭越町、真狩村、倶知安町、厚真町、広尾町、本別町）
- ②「犯罪被害者等支援」について全く条例で触れていないのは4市町村
- ③その他の167市町村は、安全・防犯などに関する条例に「犯罪被害者等支援」を加える方法で制定しているとのことです。

被害者が創る条例研究会発行の『すべてのまちに被害者条例を』（第2版）で、元全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事の土師守氏は「条例の制定は被害者にとって非常に重要な意味をもちます。条例制定により、自治体の対応が大きく改善されるであろうと思われるからです。しかし、より重要なのは、被害者にとっての「拠り所」ができるということです。条例が制定されることにより、被害者としての権利を主張しやすくなります。このことは、精神的には非常に良い影響を及ぼすことになると思います」と書かれてありました。

そこで、北海道犯罪被害者等支援条例の制定が、市町村の条例制定に弾みがつくことを強く願って止みません。

結びに、皆様方のご活躍とご健勝をご祈念申し上げますとともに、当支援センターに対しまして今後ともますますのご指導・ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。